第4回 幼児期までのこどもの育ち部会 令和5年7月10日

資料1-2

前回の幼児期までのこどもの育ち部会(6月26日:第3回)での主な御意見

※ 議事録をもとに、事務局の責任において作成

### く1. 社会全体の意識転換を主導するよう基本的な指針の策定に向けた検討>

### <1-1 基本的な指針を策定する意義(目的)>

- ・国連子どもの権利委員会の元委員長の大谷先生の話を聞く機会があった。こども基本法では「意見表明権」と翻訳されているが、英語ではオピニオンではなくビューであり、乳幼児がどう見たり感じたりしているのかというビューである。遊びの部分は、こどもの言ったことで、何か意味が与えられていると取るのではなく、身体で遊び込み、経験が積み重なっていくことがどう変容しているのかという声を、こどもがどう感じ、どんなまなざしでこどもが言っているのかを大人側が聞き取るという観点から、乳幼児の権利を考えることが必要。
- ・国連の子どもの権利委員会においては、遊びは乳幼児期の最も顕著な特徴の一つであるにもかかわらず、その機会が十分に用意されず、阻害されることが多いこと、都市環境や競争的な学校教育等によって阻害される場合があることなどを指摘している。例えば園庭のない園や3歳未満児を対象とした施設に5歳児までを受け入れることが発達的にふさわしい遊び環境の保障となるのか、議論が必要。戦後の児童福祉施設最低基準を下回る環境がこの少子化の時代に許されるというのは、一体どういう「こどもまんなか社会」なのか、問われるべきなのではないか。
- ・乳幼児期の十分に遊ぶ生活が、こどもが育つ全ての場において大切にされること。また、 その価値が社会全体として共有されることが重要ではないか。
- ・古賀委員から、こどもという立場に立ち、こどもという人生の主体者をどう育むのか、こどもと保育者を含めた環境の関わりの重要性というものをお示しいただいた。こどもの育ちという教育的な側面について、指針において最も大事な視点である。
- ・日本の保護者たちは育児不安を高め、文字や数への習得と向かおうとしているように見える。この間をどう埋めるかは重要な課題。創造性や好奇心、折り合いをつける力など、乳幼児期の遊びを通して育まれるものがいかに重要かについて、社会的理解を広げていく必要があるのではないか。このことは、例えば単に遊び場があればよいというのではない。こどもは何度も繰り返し関わったり揺らいだりしながら、だんだんとその意味を生成していくので、経験している人や場との関係の安定と継続とその質が重要になる(。
- ・本当はもう少し何かやってあげたい思いもあったが、まずは今日の生活をどうにかしなければ、どのようにこどもたちの今の成長をしっかり支えていくかというところが自分

にとってありきだったので、文字や数の習得といった部分は小学校に上がってからでいいやというな思いでいた。結果としてよかったと思うのは、未就学児のこどもにとっての選択がなされたまま、それを習得させる力が働いてしまうことで、こどもの選択力を逆に弱めてしまっていくことになってしまうのではないかなというのを、今回、古賀先生の話を聞いて改めて感じた。

- ・保護者の役割として、何を目指して育っていくべきかということを方向性としてしっかり明示していくことが大事であり、文字とか数に対しての習得が必要と思っている特に母親たちが増えているというのは、僕としては末恐ろしい気持ちになってしまったというところもある。保護者自身が人間らしくあること。それに対して、こどもをどう育てていくかというところに向き合っていかないと、結局こどもに対してのある意味、教育虐待というのが進んでいってしまい、こども誰でも通院制度で、文字や数の教育も早くしく考え方が広まっていかないようにしていただく。それに対し、一番大事な要素である遊びが中心となってこどもたちを支えていくことを前提に置いた上で、こどもたちを支えることを明示し、それが親の安心感につながるとよいと思った。
- ・国が今後指針を出したとしても、今の親が求めていることと、それが一般に共有されるのにはタイムラグが大幅に生じるが、それでいいのか。そういう親にも、どのように参画いただきながら、一緒に自分事としてこの指針をつくっていけるのか方法的なところも議論をする必要があるのではないか。

# <1-2 基本的な指針に記載すべき理念>

- ・こどもの権利に関する考え方を前進させる法律として、こども基本法が成立しているが、 権利擁護の視点と意見表明権が印象的な内容となっている。こども基本法には、こども の定義はあるが、こどもという存在に関する理念規定はない。基本理念のところには、 こどもと子育てをどのように扱うかということは書かれているが、こどもとはどのよう な存在であるという理念規定にはなっていない。
- ・こどもの声を聴くことは、こどもを環境との相互作用の中で意味生成者として見るということが理念規定として想定され得る。これまでの研究で、古くはヴィゴツキーが、こどもは遊びの中で記号化するのではなく、現実の基本的なカテゴリーを自分の経験を通すことによって願い、その願いを実現する。こどもは、願うことで願いを実現し、考えることで行動する。発達の最近接領域の中での模倣は意味づくりの活動だと述べられており、ロゴフは、認知発達は知識機能の獲得ではなく、社会文化的活動への参加の仕方の変容過程の一側面があるとした。アリソン・クラークの『こどもの声を聴く』では、こどもの声を聴く枠組みの説明に当たり、立脚点を4点から説明しており、その中に、意味生成者としてのこどもの観点が示されている。無藤は、こどもの行為の連鎖を具体的に分析し、オートポイエーシス理論を参照し論じる中で、偶然や揺らぎはシステムの本質的な一部であり、それが繰り返しの過程を経て、意味としての生成をなすと述べて

いる。意味が先に確定したものとしてあるのではなく、周囲と相互に関わる連鎖の中で、意味が生成される。こどもがこどもらしく生きることの実現を考えるとき、乳幼児期においては特に生活の中心にある遊びが重要で、その遊びの中で、こどもは自ら周囲の環境に関わりながら、思いや願いを持つ意味生成プロセスを生きている。そこにこそ、こどもの声が立ち現れてくるのであり、それを捉えるべきだという理論的枠組みになるのではないか。

- ・こどもの権利擁護の重要性は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、児童福祉法、児童の権利条約等で言葉を変えながら明記されている。中心となる考えは、こどもは心身ともに未発達な状態であること、彼らの生命の保持、人格形成には安定した養育を提供する大人(養育者)の存在が不可欠であること等を十分に理解することにある。こどもは未発達な状態であり、その置かれた環境に応じて養護される権利を持つ主体であり、人格・人権が尊重されることは彼らの権利である。
- ・こどもの権利条約では、こどもの意見表明権が明記。こどもによっては、泣くこと、い やだと拒否すること、かんしゃくを起こすことなどネガティブ感情表出が多くを占めて いる時がある。ネガティブ感情表出に対峙する養育者は、それを意見表明として尊重で きるよう、より丁寧なこどもへの関わりが求められる。社会・情緒的機能の発達では、 できないことが許されるといった愛着理論に基づく大人の関わりが注目されている。社 会的には、できるようにする、だけでなく、できないことを許す(次の頑張りに活かす) といった理念の形成が必要。
- ・こどもは社会環境との相互作用を通して日々意味生成をしている。こども存在の理念規 定があってこそ、こどもの声が立ち現れ、社会はこども独自の声に耳を傾ける必要があ るという理論的枠組みが明確になる。こどもは、遊びの中で主体的に環境に関わり、日 常生活の中で継続的に関わるという意味生成プロセスを生きている。
- ・こどもは発達的に遊ぶことを通して主体的に生きる権利を実現する存在であることが 社会的に理解される必要がある。こどもの遊びは権利行使の一つ。
- ・「論点整理案の修正」(案)について。原文「こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、」を修正案「こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境に十分に配慮しつつ、」に変更されることを提案。全てのこどもを対象に心身の健やかな育ちを保障するためには、こどもが置かれた養育環境への視点は欠かせない。全てのこどもの権利が守られるとは、養育環境が理解され、その環境に十分に配慮されたうえでのwell-beingが保障される必要がある。例えば、教育・保育プログラムで伝統的な家族文化(形態)に合わせた記念日的なプログラム(母の日、父の日等)が行われる場合には、社会的養護(社会的養育)下にいる家族と生活ができないこどもを含め、多様な家族形態や養育環境にいるこどもたちの育ちと権利をどのように守るのか、社会的な議論がされなければならない。この部会において、教育・保育者が多様な養育環境に育つこどもの権利擁護をしっかりと意識するための指針(方針)の提示と、そのた

めの課題を明らかにされることを期待。

# <1-3 「身体」「心」「社会(環境)」のすべての面での育ちを一体として保障>

- ・本指針の検討に当たっては、こどもの身体、心の健やかな育ちを保障し、それを支える 社会環境を構築するという、育ちを見る視点としてのバイオサイコソーシャルという視 点が提示され、さらには社会がどうあるべきかという理念が提示。次に「乳幼児期のこ どもは」というページに、どのような欲求を持った存在かという説明と、5つの欲求が 明示されている。安心感が得られる受容的関与がベースとなり、主体として環境との関 わりを行うという側面が読み取れ、そこから安心と挑戦の循環というサイクルが提示さ れており、これは、非常に重要なポイントが明確にされている。
- ・こどもの持つ意味生成者としての側面を提起したい。バイオサイコソーシャルの図に関しては、心と体はこどもの持っている側面だが、社会環境はその周りを取り巻いているものと置き直すことが大切。こどもがその人らしく生きることを考えるときには、こどもは心と体を動かしながら、周囲の環境と関わっていくが、乳幼児期のこどもの場合、そのほとんどが遊び。この働きが重要で、こども自らの関与、働きかけの中で、こどもはそこに様々な思いを抱き、願いを持ち、そのこどもやこどもたちなりの意味を生成しながら関わり続ける。そこに意味生成の層が生じ、こどもの声が立ち現れてくるということになる。

## <1-4 発達の鍵となる安心と挑戦の循環>

- ・今回のこども指針は、安心と挑戦の循環というところで示されている内容に関わってくるが、安心が強調されて、挑戦の内容や、こどもが環境との相互作用の中で非常に重要という点が、少し弱い印象がある。こどもというのは安心・安定を基盤として、そこから挑戦に向かっていく。その相互作用の中で、安定した関係形成、意味生成というところに向かっていく存在なのだということが記載されていてほしい。
- ・私自身は、保育者が安心を提供して、挑戦やこどもたちが意味生成をするための様々な環境を構成していく大事な役割であると思っている。幼稚園や保育所を基盤とした関わり方が保護者やみんなに伝わることが、よりよい保育環境をつくり、人として人権が尊重でき、こどもを大事にできることが、スキルとしてきちんと環境構成に結びつくことを指針に盛り込みたい。
- ・どこにおいても園という場所や地域のこどもがいる場所で関わるときに、古賀委員から 御提案があった安心と挑戦の、「挑戦」の部分をどういうふうに考えていくのかという ところであり、遊びが意味生成であろうということは、間違いのないところ。意味生成 の意味をこどもがどう表現するかについて、きちんと考えていく必要がある。時に誤解

があって、こどもの発言や言葉で言われるものではなく、遊びは身体で積み重なって、 その後、身体的により高次の遊びになっていくわけで、こどもが語ったことの意味生成 は、小学校以上には議論されるかもしれないが、幼児期までの育ちのところで押さえな ければならない。

- ・アタッチメントが基盤となりながら、挑戦に向かうのが、環境との相互作用の中で生じるというところを古賀委員に明確にお話し頂いた。言い換えれば、遊びが育ちの中でも学びの側面であり、見知らぬ世界、社会、文化とつながっているという視点をどういうふうにしっかり記述するかということでもある。親たちが、遊びは大事だとは思っているだろうけれども、遊びは単に遊びに過ぎないよねと過小評価されている可能性もある。遊びが、育ち、学びとつながっていることを、どのように説得力を持って示せるかということがどれほど重要かということを思った。
- ・安心と挑戦の循環の中で、どれほど社会情動的スキルのことが知られているだろうかという問いかけも重要。これほどエビデンスも含めて重要だと言われていることを、どのように明記するのかということも大切。
- ・こどもの育つ環境として、安定と継続を軽視した子育て支援の安易なサービス化は、こ どもが遊ぶどころではない、ウェルビーイングも保障されない、不安定なものとなって しまう。アタッチメントを視点にすると、保護者とのアタッチメントだけではなく、保 育者とのアタッチメントもまた重要であることが明らかにされてきている。いわゆる地 域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、2歳児定期利用などの展開の中で、様々な具 体的方策が試され、園や地域で改善されてきている。この類型はあくまで園生活に参加 するタイプの子育て支援の大まかな類型をまとめた試案だが、親子で活動に参加するタ イプは、こどもは親を頼りにすることができるので、安定しつつ挑戦するということが 促されていく。一方のこども預かりタイプについては、定期で関係を形成していくタイ プと、そうでない一時預かりのタイプがある。定期登録型は、最初は不安定だが、次第 に安定。それは保育者とのアタッチメント形成によるものと考えられる。例えば5月の 初めには、人や活動への興味関心が薄い、関係が持ちにくいと感じられていたお子さん も、毎日目を合わせて、名前を呼んでの丁寧な関わりを積み重ねて、1か月後には保育 者の周りで過ごすようになり、保育者との関係の安定を基盤として挑戦的な外遊びをす る姿が見られるようにもなる。さらに、自分から保育者に手を伸ばして関わろうとする ようになり、同じ日の午後には、初めてこども同士で笑い合うような場面も見られる様 子が見られるようになる。これは継続して通う中でアタッチメントが形成されていくこ とや、こどもが周囲で起こっていることを繰り返し体験することを通して意味生成して いくことが生じているものと考えられる。こどもが主体的に生きることを大切にしよう というのは、こういった時間をかけた安定と継続の中での意味生成プロセスが大事にさ れなくてはならず、こういった視点で現在の施策や制度の見直しへとつなげていかなく てはならないのではないか。
- ・一時預かり事業の難しさについて。一時預かり保育には短時間・短期間という不定期さ により、他の保育形態とは異なる関係形成となることの難しさがあり、さらには、一時

預かり担当保育者からだっこが自然発生的に生じるという語りが見られないことについて、こどもとの愛着形成が意図できない保育であることに由来するとのこと。これは一時預かりをなくせ、と言っているのではない。保護者の育児ストレスの軽減が、こどもにとっても利益があるということも重要。しかし、それが本当にこどもにとって最善のものとなっているか、「こどもまんなか」となっているか、「こどもまんなか」とするにはどういう制度設計にするべきなのかということをしっかり議論すべきではないか。こどもも大人も双方主体的に豊かに生きることが大切にされる制度設計に、また、文化醸成に向かうことが今、求められているのではないか。

- ・一時預かり事業は、ふだん私が関わっている園で、例えば2歳児が、週に2~3日通うことをやってきたときに、1年間こどもが落ち着かない状況があった。それよりもしっかりと通うことや、親子を両方サポートしていく形で整理すると、親子も安定し、こども安定することが見られていく。つまり、こどもだけを週何日かちょっと預かるというのは、保育者の負担も、家に帰ってから、こどもの不安定感が増すということも出てくる。一時預かり事業を、もう少し安定化するような在り方について検討すべきではないかと考えている。
- ・古賀委員から、園活動参加型子育て支援においても、親子通園で親が一緒に学び育っていくこどもも安定していくというものと、こども預かりタイプの特に一時的に緊急のときの預かりとしての機能の重要性とともに、こどもの育ちの視点でからの問題提起もくださった。今後どのように、こどもの視点からそういうものをどういうふうに考えていくのかということが議論されていかなければならないのではないかと思った。

# <1-5 それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」の視点>

- ・親子で楽しむ時間・空間の大切さを感じている保護者もいることを前提にしていくこと も大切。
- ・十分に遊ぶことを保障するためには、遊びを豊かにする人との出会いと場との出会い、たっぷりと遊ぶ時間が必要。そのことが社会的に理解されている状態にしなくてはならない。コロナ禍を経て保護者を対象としたアンケート調査では、子育てで力を入れていることという質問に対し、以前は「他者への思いやりをもつこと」は半数を超えて力を入れているという回答のあった項目が、35%に低下。「親子でたくさんふれあうこと」も10%程度減。一方で、数や文字、外国語の学び、芸術的才能を伸ばすものは増加。母親の子育て観の変化が影響しているようで、文字や数はできるだけ早くから教えるのがよいと考える母親が、0歳児の母親で半数を超え、各年齢でも大幅増という結果になっている。読み書き能力については、内田の研究が知られている。親子の触れ合いを大切に、こども楽しい経験を共有する共有型しつけと、圧や力を用いる強制形しつけのこどもの育ちへの影響を調査した結果、幼児期に共有型しつけを受けたこどもは、国語学力や語彙力が1年生の終わりにおいても高いということが見いだされている。認知的スキ

ルも重要だが、社会情動的スキルに注目が集まり、社会情動的スキルを育む介入プログラムの開発が世界的にも進んでいる。

- ・子育でに関しての責任の所在が大きな論点。都市部では、園や様々なサービス機関から情報を受け取るところもあるが、お母さん方の横の情報のほうが多い。その中で、焦りや、どこに行けばいいのかということなどの共有も図られている。自分たちが親としての責任を果たす、役割を果たす、つまり決定するというところも含めて、すごく責任が大きいと思った。私は親でもありながら、子ども家庭福祉等の講義も実施している。虐待などの話も、私自身が講義も行っていた立場で、自分自身が親になって見たものが、研究やサービスを考えることとは全く違う次元の大変さがある。
- ・幼児の生活アンケート結果が発表されたとき、納得とともに、私たち自身がどう対応していけばいいのか話題になった。子育ても大事だが、自分の生き方を大切にしたいと思っている方の割合が年々増えていっている。現場では約30年前、親子の愛着が大切だということで、母児同室制が広がった。現在は、異室を希望されるお母様方が増えるなど、保護者・養育者の方々のニーズも変わってきている。伴走型支援が始まり、比較的多くの方々に妊娠期から会うチャンスが増えている。
- ・大学には、こどもの発達だけを学んでいる学生のみならずではなく、多岐にわたる大学生がいる。実際にこどもに触れたことがあるか聞いたところ、例えば50人いたら、今、1人いるかいないか。つまり、今の若い世代は、自分自身のこどもが初めて出会うこどもというフェーズに入っており、私たちとは異なる感覚で親育てを社会で支援していかなければいけない。
- ・人という生物にとって本当に必要な環境が今、かなり厳しくなっている。現代版の共同 養育社会として機能するにはどうしたらいいか。今までの縦割り的な組織も十分機能し てきた点もあるが、今はそれを壊す勇気を持たない限り、少子化、あるいはこどもを産 みたいなと思う世代にはなっていかないのではないか。

## く2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討>

## <2-1 幼児教育・保育の質の向上>

- ・施設は地域で親も子も共に育つ共育ちの場である。保育の関係者も皆育つ場であるという位置づけをするとか、様々な形で一つの施設を利用するために何が必要か、現行の規制のどれを緩和し、どれはこどもの視点や親の視点から守らねばならないのかを明確にすることが、一層必要になる。
- ・社会に開かれたこども親子拠点としての園の再設計が、極めて必要であると思っている。
- ・生物学として人という生物の本旨を心のというものから、エビデンスベースドでこども の育ちについて考えているが、保育園等の定員割れ、少子化の進行といった事態が今後 も続くという点について、こどもをどうするかという発想だけではなく、親育てという 時空間として、地域の子育てハブ機能というものを強化していくぐらいの覚悟を持って 少子化対策に当たっていかなければならない。
- ・保育について、親のニーズが英語といったものに移り変わっている。これから就学前のこどもの指針をつくり、保育指針や要領につなげていくときに、地域や在宅の部分は、こどもの発達やこどもの育ち、集団性などを関係者間で理解することが必要ではないか。現在、保育園やこども園、幼稚園の中でも、今の指針や要領と少し逸脱しているような保育がある中で、保護者からすると迷いも出てくるのではないか。私たち保育事業者も身を切る覚悟で、こどもの発達や指針のとおりに保育をしていかなければいけないと思うので、指針ができた際のつながる方策を御教示いただけたらありがたい。
- ・今、いい指針や要領はあるが、保育事業者の中でも親のニーズに沿ったような保育をしているところがあり、この就学前の指針が、こどもの育ちやこどものこういうものが大事だよねという話が出たときに、保護者としては、保育園や幼稚園に行ったときに、今まで指針として聞いていたものと保育内容が違ってくるような感じを受けることもあるのかなと思う。ナショナルカリキュラムを目指していくのであれば、保育事業者さんに対して何かいい方策みたいなものがあったらいいかなと思う。
- ・3つの種類の指針・要領のナショナルカリキュラム化について賛同。ほぼ統一されてきているとはいえ、まだまだ偏った指導をしている園も見受けられる。
- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針は平成元年の大改定後、30年以上経つ。遊びを中心とした形になっていない園は、親のニーズや、園の伝統・歴史などが理由として聞かれる。考えなくてはならないのは、こどもの権利として、遊ぶということが権利主体としての権利行使の一つであることを、社会も、幼児教育施設側も学ぶことが求められており、それを十分に保障していくという世の中の風土、文化醸成が基本線としてあり、社会と一体となって対話していく、本気で私たちも社会を変えていくということを進めていく必要があるのではないか。
- ・現在の幼児教育・保育の現場は多機能化が求められる一方、教育・保育施設における「不 適切な保育(虐待等が疑われる事案)」が社会的に注目を集めるなど、就学前のこども

の育ちを保障する環境に対する社会の眼は厳しさを増している。不適切な保育については令和2年度に厚生労働省が実施した調査研究がある。回答のあった自治体は、不適切な保育の行為類型が明確でない(66~82%)、研修が実施できていない(52~80%)となっており、教育・保育を支える仕組みが社会構造的に未整備であることが明らかとなっている。

- ・場、環境、眠い子と寝たくない子がいる場が必要という話をしたが、まさに「余白」が 今、求められている。それは人的な問題でもあると思っている。
- ・保育のローテーションが目まぐるしく、保育者自身が疲弊していく。研修を積む場がない。場と時間がないから、目の前のこどもが見えなくなっていくことに対して、とても 懸念している。必要性は重々分かっているが、その切り分けやつなぐことに関しては、 さらなる検討が必要。
- ・こどもの育ちにとってのネガティブな環境リスクをどう是正していくかについて。社会保障制度や、保護者のニーズにどう対応するか、あるいは保育所や幼稚園という機能をこれからどう考えていくのかというような一つの側面と、保育の質といった場合に、定量的な質はよく語られるが、関わりの質の研修というような視点も欠かせない。
- ・国が昨年12月に全国の保育所等を対象に実施した、不適切な保育(又はその疑い)・虐待の調査では、市町村の不適切な保育の事実を確認したのが914件、身体的虐待などの虐待が90件。こども家庭庁は5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発表。これまで規定されていなかった「不適切な保育」の考え方が明記され、その予防策や発生時の対応が提示されるなど、この問題の対策について前進が見られる内容となっている。ガイドラインを中心に、自治体と教育・保育が一体となり、こどもの権利を擁護するための環境を整備することは急務。今後はガイドラインが保育・教育現場の実情に合うよう改良が重ねられることに期待。環境整備により、教育・保育者が自らの保育を内省する機会となり、過信や責任転嫁を防ぎ、結果として教育・保育の専門性を高めることにつながる。
- ・こどもの権利を擁護する環境整備というのは非常に大事。不適切保育と挙げられているところでも、ほぼ虐待であろうという案件も見受けられる。保育に限らず学校教育の現場においても、体罰も行われているところもあり、こどもに関わる人たちに対する「こどもの権利」の学びは組み込んでいくべき。

### く2-2 全ての子育て家庭を対象とした保育>

・こども誰でも通園制度は、補助金事業ではなく給付であることが、これまでの多機能サービスと違う大きな特徴である。その全国化について、我々はどのように考えたらよいのか、本来必要なところではないか。今後、育ちの質を考えたときに、通うこどもたちがどの子もよかったと思えるような、通常の保育だけではないところの在り方を考える必要がある。

・こども誰でも通園制度のことが、サービス化してしまう危険性も場合によってはあり得ると思っている。こどもの視点に立ったときに、多様な支援があることが大事だが、一方で、親のコミットメントや、親の育ちを支えることも含めて、どういうふうに明記するか、つまり、こどもが育つこと、親が育つこと、こどもに関わる人たちが共に育つ、協働的な学びということをどのように位置づけていくかが大事。

## く2-3 社会的養護、障害児、医療的ケア児等の多様な支援ニーズへの対応>

- ・社会保障制度の社会的な意味について。虐待、保護者間のDV、貧困などによる幼少期の 逆境体験がその後の人生に大きな傷痕を残すことは、様々な研究から言われている。就 学前のこども・家庭の変化に気づき、早期に適切な助け合いや支えが得られるかどうか ということは、こどものその後の人生において重要な意味を持つ。適切な助けや支えの 公的なものとして社会保障制度があり、これは、決して社会的な弱者と呼ばれる方が使 うものではない。一つ一つの制度の利用要件が全て決まっており、これらが権利である こと、要件に合致している方であれば利用することができるということも改めて触れて おきたい。心身・社会的状況にかかわらず、各種社会保障制度を必要時にこどもや家庭 が利用できる環境の整備を行うことというのは、幼児期までのこどもの育ちを支える上 で非常に肝要。
- ・社会保障制度の利用に至るまで各種ハードルがある。1つは、そもそも存在として知られていない、名前は知っているが詳しい内容が分からないといった理由で、制度を利用することができる方が利用できていない。収入の水準が厳しい世帯でも、経済的制度の一つである就学援助や児童扶養手当の利用割合が5割前後であるなど、各種制度が様々な理由で利用率が低いことがデータ上示されている。他にも、例えば、仕事や御家族のケアで時間が取れない。日々の生活に精いっぱいで、相談や申請に行く時間が取れない方に対して、活用可能な制度について教えてくれたり、申請の伴走支援をしてくれる公的支援がまだ乏しいこともあるので、そういった状況も制度利用を阻むハードルの一つになっている。
- ・制度をそもそも知らなければ利用できず、名前は知っていても細かい利用要件が分からない、理解できなければ、自分が制度を利用できるかどうかということも認識することは難しく、それを認識できたとしても、様々な書類を全部そろえて役所の窓口に持っていかなくてはいけない、障害や言語の問題で記載が難しいなど、書類をそろえられず、窓口で御自身が置かれている状況を説明ができない、様々な理由で社会保障制度の利用のプロセスにはハードルがあることを共有させていただきたい。
- ・ハードルをなくすためのポイントとしては、情報の入手を容易にすること、申請手続の 簡素化、申請窓口のマンパワーや対応の質を上げること、申請を伴走支援する仕組み、 制度の利用に資するスティグマを軽減など、一つ一つ潰すことで、制度利用までのハー ドルを下げていく、なくしていくことができると思っている。

- ・各種の社会保障制度を必要時に利用できる環境整備の徹底が、幼児期までのこどもの育ちを支える上で肝要であるという前提に立ち、就学前までのこどもの育ちを考えていく上で重要と思う点を提案する。①多くの人々を対象としたポピュレーションアプローチとしての現行のこどもまんなか応援サポーターの役割等を拡張したキャラバンのようなものを行っていくのはどうか。②ハイリスクアプローチとしての未就園だけではない生活困難のシグナルの整理、その整理を生かしたアウトリーチの方策を考えていくこと。
- ・「こどもまんなか応援サポーター」は既に打ち出されていると思うが、範囲を広げた「こどもまんなか応援サポーター"キャラバン"」について提案。こどもの育ちを支える様々な社会保障制度についての講習会などを行うというような内容は一つ考えられるのではないか。類似の取組に認知症サポーターキャラバンメイトという取組がある。認知症サポーターも既に1400万人、キャラバンメイトは17万人の登録者がいる。類似の取組を参考にしながら実施していくということも一つなのではないか。想定される効果としましては、支援制度やサービス、相談窓口に関する知識を多くの方が持つことで、自分や家族のみならず、身近なこどもや家庭にこんな制度、サービスがあることを、知識を持っていることで声をかけやすくなるということがあるのではないか。公助へのアクセスを支える共助をもう少し広げていくためにも有用。結果として、こどもの育ちを阻害する様々な困難の軽減や解決に寄与する社会の網の目を細かくしていくことにつながるのではないか。
- ・未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究の活用と拡張を提案。未就園という状態以外に、生活困難等の可能性を示すシグナルを整理することで、当該状態にあるこどもや家庭の発見、アウトリーチ、関係構築、適切な支援制度やサービスへの接続を支える施策実施の幅が広がると考えている。こどもに関する各種データの連携による支援実証事業がされている。そこで実証された知見等も活用しながらシグナルに対して、誰がどのように発見することを整理していくことも重要。
- ・保育所の長期欠席児への対応で、もう少し制度や指針を整えるべきか。何日以上の欠席 に対しては所在確認というようなところを含めてすべきではないか。

### <2-4 妊娠期からの切れ目ない支援>

- ・継続的に関わりながら、だんだんと親子をほぐすことをどこかが担うことは非常に重要。 全ての園が全てを担うという多機能化は、大変なことなので、地域の中で連携し、コミュニティーとしてどこが担うのか明確にし、どこかに行けば必ずそれがあるということ を各自治体で保障していく流れが必要なのではないか。
- ・就学前の時期ごとにどのようなことができるかについて。例えば妊娠期、乳児期、1歳から3歳、3歳から幼児期の終わり、こういった時期において、こども、家庭に関わる機会の多い人や場所、組織といったものを洗い出して、タッチポイントを持ちやすい人や場所や組織がこどもや家庭に対して利用可能性のある制度を伝え漏らさないといっ

たことも重要になってくる。

- ・各種の社会保障制度を必要時に利用できる環境整備の徹底が、幼児期までのこどもの育ちを支える上で肝要であるという前提に立ち、就学前までのこどもの育ちを考えていく上で重要と思う点を2つ提案する。①多くの人々を対象としたポピュレーションアプローチとしての現行のこどもまんなか応援サポーターの役割等を拡張したキャラバンのようなものを行っていくのはどうか。②ハイリスクアプローチとしての未就園だけではない生活困難のシグナルの整理、その整理を生かしたアウトリーチの方策を考えていくこと。
- ・こどもまんなか応援サポーター"キャラバン"は大変重要かなと思うが、講習会を行うだけでは、自分から積極的に行けない保護者の方々には届かない。国でも、伴走型支援やプッシュ型の支援、介護のケアマネ、フィンランドのネウボラおばさんのような形で、これこれが使えますよということを総合的に教えてくれる担当者がいることが大事。
- ・現在、利用者支援事業が全国的に機能していない。利用者支援事業自体に、保護者の相談、案内機能、関係機関連携があり、地域の関係機関と連携をして様々な社会資源とつなげていく役割がある。施設の多機能化や、地域の窓口となっていくのであれば、情報が届くことや、情報があっても活用が困難であるという状況が改善されていくのかと考える。身近な場所での利用者支援を使えるようにしていただくと良い。
- ・苦しい状況にある家庭の方は、基礎学力みたいなものが難しい状況で、文章が読めない 保護者の方も多い。伴走型のようなもので、生まれてから寄り添って、丁寧に教えてく れる方の存在が必要になるのではないか。
- ・全てのニーズに対応できないということは分かった上で、各御家庭から出る困り事をどう自治体、国で情報共有していくことができるだろうか。例えば地域で必要な困り事を 拾うために、家庭が発言し、家庭の困り事を拾うことができる場をつくっていくことが 必要。
- ・社会保障制度の利用が認識されていないということについて。障害児を育てている親として、障害児のサービス利用の情報源は口コミが非常に多い。令和の時代でこれだけネットワークが広がっている中で、情報の入手がなぜ全国一律でされていないのだろうか。社会保障制度の利用も含めて、障害児を持つ親御さんが利用できるサービスの情報の全国的一律化、地域の子はみんなうちの子といった気持ちがみんなで実現できるように、ぜひ織り込んでいただきたい。
- ・社会的養護等の例えば児童家庭支援センターなどの地域の資源と連携する仕組みなど、 地域の中の協議体も気になった。例えば要保護児童対策地域協議会、全体的な地域共生 社会の立てつけもあるが、こどもについてもより強化して議論、情報共有、ノウハウ提 供、それが日常的にできるような協議体も必要かと思った。

### く2-5 共働き・共育ての推進>

- ・保育時間の問題について。親の働き方とも関わってくるわけだが、長時間保育の問題を どういうふうに考えていくかということも重要なテーマ。
- ・こどもへの負担を考えると、長時間保育を見直していただきたい。
- ・長時間保育に対する懸念は、生活リズムを研究テーマとしてきた私にとってもそのとおりで、昼行性の動物であるヒトであるので、朝の光とともに起き、夜の闇とともに眠るというこどもの成長にどういう生活が大事なのか。親である大人も、社会全体の大人に対しても、今回私たちが理解を求め、考えを発信していく必要がある。
- ・O歳保育を考えたとしても、男女共同参画、例えば男性の育休の拡充というならば、むしろO歳児をフルで預けるということは減少して当たり前になっていくはず。必要となるのは、O歳も、お父さんお母さんも含めて園においでよ、ここで一緒に育っていこうねという機能の強化である。

### <2-6 その他>

- ・各地域のニーズがかなり地域によって異なる。こどもたちにとって本当に必要なことは何かということをそれぞれの地域ニーズに応じた形で考えていくことが必要。子ども・子育て支援新制度ができたときつくられた、地域の子ども・子育て会議が機能しなくなっているので、それがどのような場であるのかデザインし、伝え、地域の方々の声が反映できる形を考えることが大切。
- ・保育園の多機能化に関して、可能性はもっとあると思っている。保育園は地域の様々なところにあり、立派な建物で、園庭があり専門職もいるすばらしい場所である。例えば保育園の園庭を、日曜日に高齢者の方々に開放し、ゲートボールなどのサークルに貸し出してあげたら、多世代のためになる施設になる。そうしたら高齢者の方からも、保育園をつくることへの賛同が得られるのではないか。
- ・私自身、認定こども園を中心として多機能型の支援を10年ぐらい行っている。あくまで保育や幼稚園、こども園が社会資源として活用できることを前提だが、今の状況で多機能化が進むことに怖さを感じている。取組内容の多さ、職員の疲弊、地域の要保護家庭に対するスキルの必要性など。今の保育の給付の仕組みの中でやっていくと、今、在園しているこどもたちの処遇を下げたり、職員を財源なく働いてもらうことになるので、かなり厳しい状況になっていく。こどもの社会課題が出てくると、保育事業者は、こどものためにと思ってやるが、根幹となるのは在園しているこどもたちの保育、その保育の質を高めるが前提となるので、安定財源をきちんと入れること、また、寄附は全部の事業者が対応できるものではないと思うので、保育は保育、地域は地域といった専門的なものを分けて関わっていかないとならない。
- ・多機能化が、園や保育者の疲弊を招いている現実に対して、どういうふうに切り分けて

考えるかが大切。

- ・事業体が多機能化していくという方向性と、逆に、それぞれの地域にある施設・事業の機能をうまく連携させていくとう方向性の両方が必要。保育分野では、医療的ケア児等、多様なニーズに応えなければいけない中で、特に一時預かり事業などはかなり家庭のニーズが背景にあると思う。保育所、認定こども園どちらも地域子育て支援拠点を併設しているところも多数ある状況の中、役割分担、連携がどのようなものか教えてほしい。
- ・ 駒崎氏の「ほいくえん子ども食堂」は良い取組だと思った。保育園自体が運営するという発想よりは、団体とか地域のそういうところに貸し出すという考え方でいいのか。
- ・何かを実施する際の権限や範囲については、自治体さんも恐らくその事業に対してお金をきちんと使われているということを説明しないといけないからこそだとは思うが、そういったところで改めて責任とか権限の在り方みたいなものも考え直さないといけないと思った。